

# 乗入れ口を作りたい方へ

---

乗入れ口(車道から敷地への出入口)設置のガイドライン

# 乗入れ口の設置について

乗入れ口の設置は、単に自分の土地への道を作るだけでなく、「公共の歩道を車が横切る許可を得る」という性質を持っています。そのため、歩行者（特に子ども、高齢者、身体の不自由な方）の安全を最優先とし、設置に関する基準を設けています。

また、乗入れ口の設置するためには、道路法第24条に基づく道路加工申請が必要です。詳細は下記をご確認ください。

【東員町ホームページ(道路を加工するには)】 <https://www.town.toin.lg.jp/soshiki/1011/1/1/1085.html>

## ① なぜ自由に広く作れないのか？

- 💡 歩行者優先の原則：乗入れ口は「車が横切る歩道」です。間口が広すぎたり、数が多かったりすると、歩行者が車と遭遇するリスクが高まります。
- 💡 バリアフリーへの対応：三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、段差や勾配をなくし、誰もが安全に通行できる構造にする必要があります。

# 乗入れ口の設置について

## ② 設置が制限・禁止されている場所

以下の場所(①～⑧)には、原則として乗入れ口を設置できません。

設置できない主な箇所	制限範囲
①横断歩道	横断歩道及びその前後 5m以内の部分
②交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点)・曲がり角	交差点及びその前後並びに道路の曲がり角から5m以内の部分(※T字路・つきあたり除く)
③バス停留所	バス停留所(停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、それらの位置から 10m以内)及びバス停車帯の部分
④踏切	踏切及びその前後 5m 以内の部分
⑤トンネル・洞道	トンネル、洞道の前後 50m以内の部分
⑥橋・歩道橋・地下道	橋の部分または地下道の出入口及び歩道橋の昇降口から5m以内の部分
⑦安全施設がある箇所	ガードパイプ、ガードレール、信号機、照明灯がある場所 (※ただし、道路管理者または占有物件管理者が移転を認めた場合を除く)
⑧その他	道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れのあるところ

道路交通法第 44 条各号に規定されている箇所における自動車乗入れ口の設置は原則として禁止です。ただし、当該自動車乗入れ口の設置が、真にやむを得ない場合でかつ、当該自動車乗入れ口を設置する地域を所轄する警察署長との間で、その設置について協議が整った場合は例外として認められる場合があります。詳細は担当窓口へご相談ください。

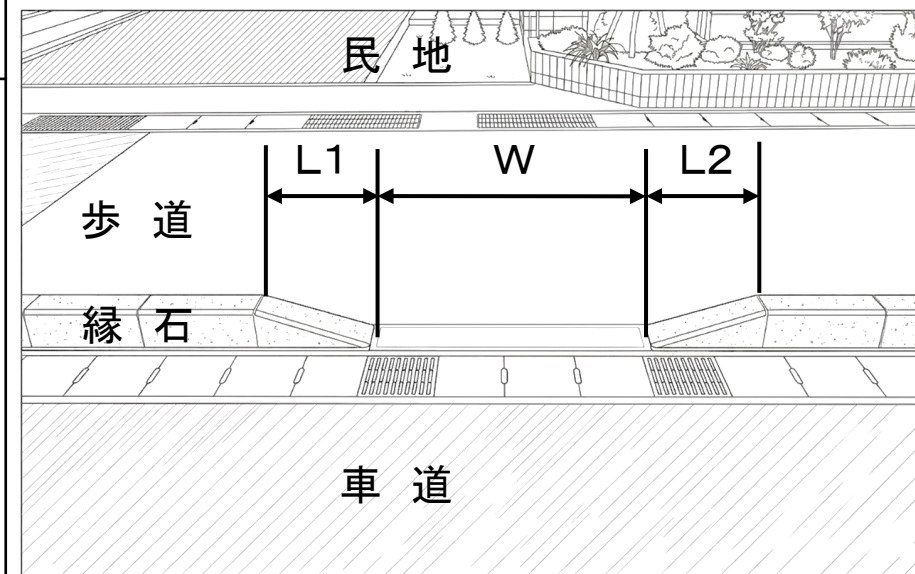
# 乗入れ口の設置について

## ③-1 乗入れ口の幅

一般的な住宅の場合「①乗用車、小型貨物自動車用(切り下げ部を含め6m)」を適用します。

		道路法47条第1項に規定する最高限度内の車両			左記最高限度を超える車両用
		①乗用車 小型貨物自動車用	②普通貨物自動車用	③大型・中型貨物自動車用 (6.5 t積超)	特殊車両
出入角度90度	W	4.0 m	8.0 m	12.0 m	出入りする車両の諸元に基づき決定します。ただし、出入りする車両が特殊であってその出入りが定常的であると認められる場合に限り承認されます。
	L1	1.0 m	1.0 m	1.0 m	
	L2	1.0 m	1.0 m	1.0 m	
対象車両の最大緒元	車種	小型乗用車	貨物 (6.5 t積以下)	貨物 (大型バス)	
	車長	4.7 m	8.7 m	12.0 m	
	車幅	1.7 m	2.4 m	2.5 m	
	回転半径	6.0 m	9.4 m	12.0 m	

※申請者の都合により乗入れ幅は、上記の値より縮小することができます。

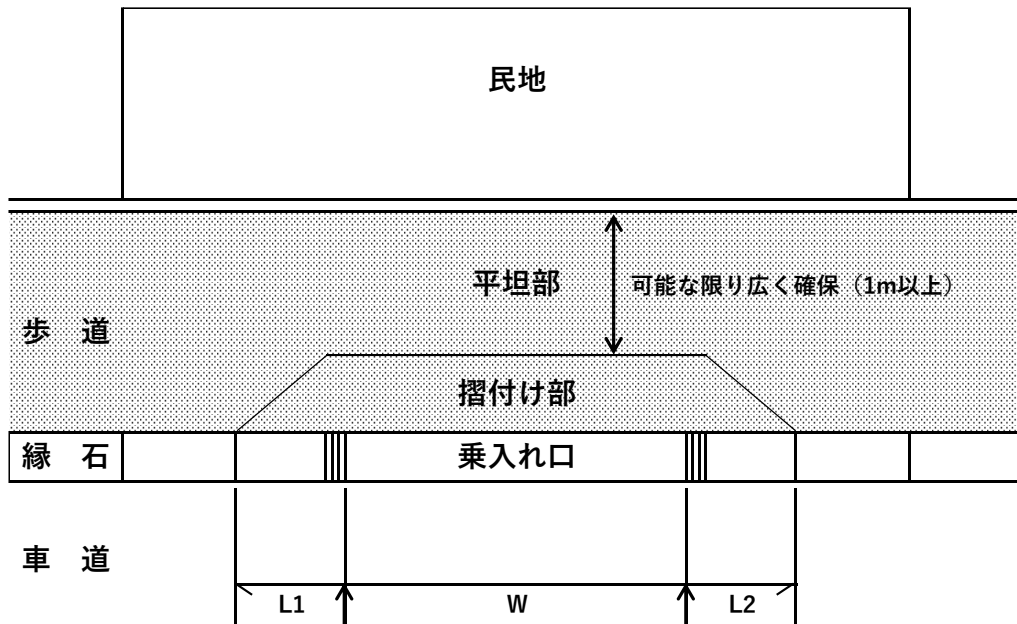


# 乗入れ口の設置について

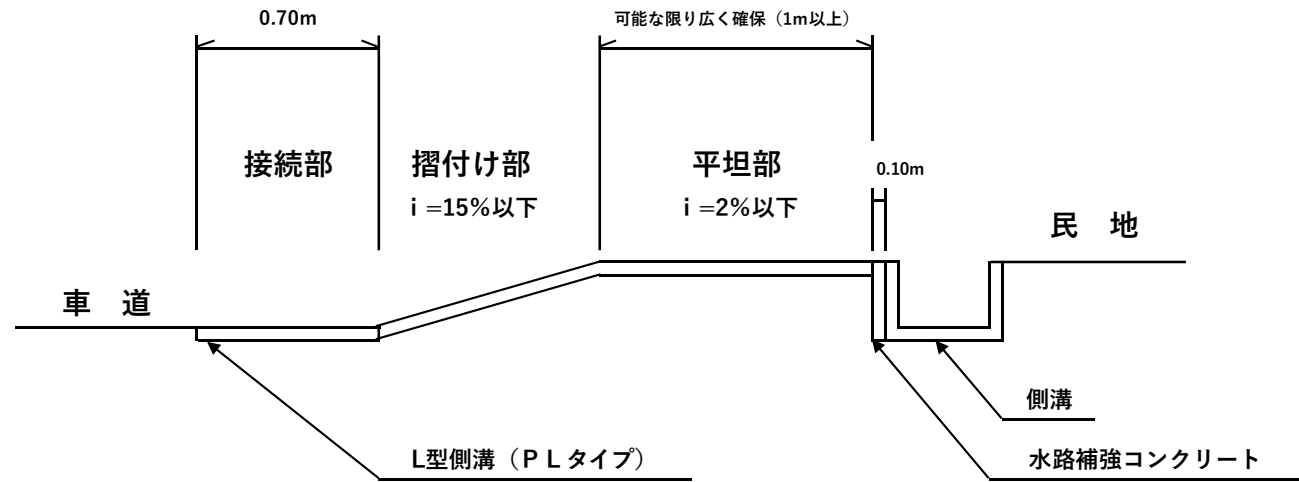
## ③-2 乗り入れ口の平面図及び断面図

乗入れ口の平面図及び断面図については、下記のとおりとします。

【平面図】



【断面図】



# 乗入れ口の設置について

## ④ 設置数のルール

💡 原則として 1施設につき1箇所

※ただし、駐車場など自動車の乗入れが多い箇所については下記の表による。なお、間口30m未満のガソリンスタンドについては、特例として2箇所まで設置することができるものとする。

💡 取り付け位置を最小限にするため、車道中心線(センターライン)に対して直角に設置すること

間 口(L)	設置数
30m 未満	1箇所
30m 以上 50m 未満	2箇所以内
50m 以上 100m 未満	3箇所以内
100m 以上	4箇所以内

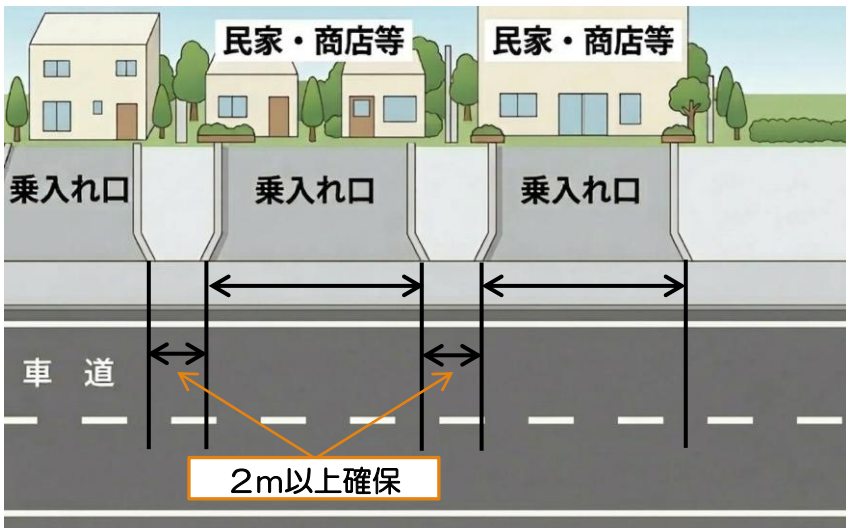
※間口とは、乗入れ口を設置しようとする道路に接している土地の延長を指します。

# 乗入れ口の設置について

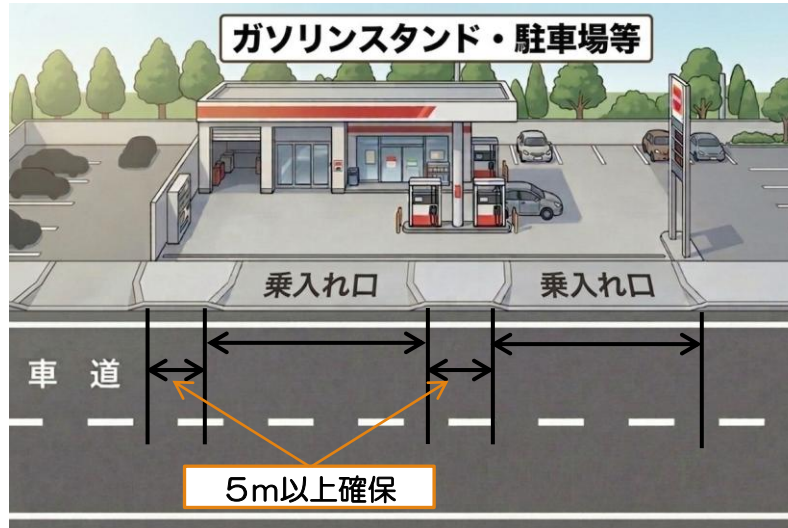
## ⑤ 乗入れ口相互の間隔

- 💡 乗り入れ口相互の間隔は、原則として最小幅2m以上とすること。(図1)
- 💡 1施設2か所以上ある場合は最小幅5m以上とし、隣接する他の施設における乗入れ口との間隔についても、最小幅5m以上とすること。(図2)
- 💡 小規模な交差道路(総幅員7m以下の交差点)に隣接する乗入れ口については交差点との間に2m以上の間隔をとるものとする。(図3)

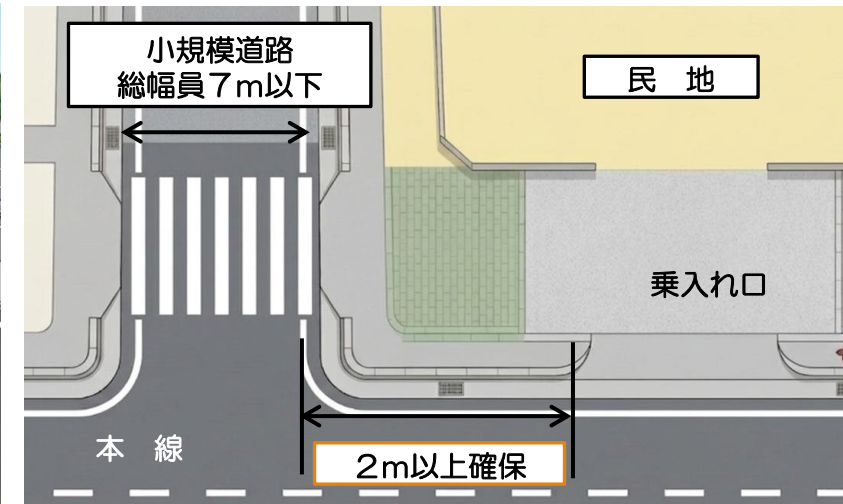
(図1)



(図2)



(図3)



# 乗入れ口の設置について

## ⑥ 乗り入れ口の舗装構成

乗入れ口の舗装構成については、下記のとおりとします。

アスファルトコンクリート舗装	大型車用	普通車用
表層：アスファルト（密粒度(13)）	5 cm	5 cm
基層：アスファルト（粗粒度(20)）	5 cm	—
上層路盤：粒調碎石（M-30）	1 5 cm	1 0 cm
下層路盤：切込碎石（RC-40）	2 3 cm	1 4 cm
・大型車用は大型車の出入りする箇所及び給油所、駐車場など出入りの頻繁な箇所に限る。		

セメントコンクリート舗装	大型車用	普通車用
セメントコンクリート	2 5 cm	2 0 cm
路盤：粒調碎石（M-30）	2 5 cm	2 0 cm
・原則、既設舗装がコンクリート舗装の場合のみ適用する。 ・その他の事項については、アスファルトコンクリート舗装に同じ。		

インターロッキング舗装	大型車用	普通車用
インターロッキングブロック	8 cm	8 cm
砂または空練りモルタル	3 cm	3 cm
瀝青安定処理	1 0 cm	—
クラッシャーラン	2 0 cm	1 5 cm
・ブロックは透水性構造ブロックとすること。 ・その他の事項については、アスファルトコンクリート舗装に同じ。		

- ・歩道面が低いために強雨時に水のたまる恐れが生ずる箇所では、雨水枡を設置するなど排水に十分に配慮してください。
- ・官民境界沿いに側溝がある場合には、出入りする車両の荷重に対応できる構造に補強又は改修するとともに、コンクリート蓋またはグレーチング蓋を設置してください。

# 乗入れ口の設置について

## ⑦ よくある質問と注意点

Q1 植樹がある場合は？	<p>まずは、植樹を避けて乗入れ口が設置できないかを検討してください。植樹を避けて設置することが困難である場合は担当課へご相談いただき、次の①～③の優先順位で検討を行います。</p> <p>なお、植樹の設置や撤去に係る費用については、申請者(乗入れ口設置を希望する方)の全額自己負担です。</p> <p>① 同一路線の歩道敷地内で、花壇や植樹を新たに設置(植樹は移植でも可)</p> <p>② 花壇は撤去し、植樹は他の路線も含め歩道敷地内で枯れている植樹との植え替え。</p> <p>③ ①、②での対応が困難な場合は、花壇を撤去し、植樹は処分。</p> <p><b>※花壇の撤去、植樹の処分をすることとなった場合は地元自治会長へ必ず相談し、承諾を得てください。</b></p>
Q2 ガードレールがあるときは？	<p>ガードレールには安全のために、端部に袖(巻いている箇所)が取り付けられています。袖から袖までが間口です。ガードレールを切断するなどし、乗入れ口を設置しようとする場合は、袖を取り付けてください。</p>
Q3 費用負担は？	<p>乗入れ口の設置に係る費用は、<b>全額、申請者(乗入れ口設置を希望する方)の自己負担</b>です。</p>
Q4 許可までの期間は？	<p>審査に概ね1～2週間程度の期間を要します。</p>
Q5 無断で施工すると？	<p>道路法違反として、原状回復命令(自費で元に戻す)が出るほか、罰則の対象となる可能性もあります。</p>
Q6 なぜ、舗装を打ち換えなければならないの？	<p>歩道の舗装構成は、一般的にアスファルト舗装3cm、碎石10cmで、車道に比べて舗装が薄く(弱く)なっています。これは、人や自転車の往来には十分ですが、構造的に車の出入りには耐えられないため、そのままですと重みによって歩道に凹凸が出来たり、舗装が割れてきたりはがれたりしますので、<b>乗入れする車に合わせた舗装への打ち換えが必要になります。</b></p>
Q7 自動車が通るけど、今ある側溝は割れたりしないの？	<p>今、設置されている側溝は、縦断用側溝であり自動車の荷重に耐えられない構造です。<b>横断用側溝への入替または側溝の側面に補強コンクリート(厚さ10cm)の打設をお願いします。</b></p>